

令和7年度 特定地域看護職員確保支援事業 【岡山県地域医療介護総合確保基金事業補助金（医療分）】

1 事業の概要

「特定地域」の将来的な医療提供体制を確保するため、直近の調査において、就業する看護職員のうち、50歳未満の者の割合が60%未満の「特定地域」に所在する事業対象施設が、新たに採用した看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）に就職準備金を支給した場合、予算の範囲内で就職準備金の一部を事業対象施設に補助します。

2 対象となる「特定地域」

【高梁・新見保健医療圏】 高梁市、新見市

【真庭保健医療圏】 真庭市、新庄村

【津山・英田保健医療圏】 津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

3 補助要件

(1) 事業対象施設の要件：次の①～⑦のいずれかの施設に該当すること。

(注) 市町村が直接運営、又は50歳未満の看護職員の年齢構成割合が70%以上の施設は対象外。

- | | |
|------------------------------|----------------|
| ①病院（病床200床未満又は病床の80%以上が精神病床） | ②診療所 |
| ③医療型障害児入所施設 | ④指定発達支援医療機関 |
| ⑤介護老人保健施設 | ⑥(介護予防)訪問看護事業所 |
| ⑦介護医療院 | |

(2) 採用者の要件：次の①～⑤の要件を全て満たしていること。

(注) 同一法人内での異動等による場合は対象外。

- | |
|-------------------------------------------------|
| ①補助事業年度において、施設に直接雇用される者であること。 |
| ②勤務時間が週32時間以上であること。（常勤・非常勤は問わない。） |
| ③2年間の就業を継続する予定であること。 |
| ④転職者（前職を退職後、1年未満の者）である場合は、特定地域外の施設から転職した者であること。 |
| ⑤岡山県看護学生奨学資金の貸付を受けた者は、全額免除又は返還が終了していること。 |

4 補助対象経費及び基準額

対象経費	基準額（1人あたり）	補助率
採用者に直接支給する就職準備金	400千円	1/2以内

5 補助金交付の流れ

- ① 補助を希望する事業者は、11月20日までに、事業計画書を提出する。→ <内示連絡>
- ② 内示後、県が別途定める日までに交付申請書を提出する。→ <交付決定通知>
- ③ 令和8年3月31日までに実績報告書を提出する。→ <確定通知>
- ④ 補助金請求書を提出する。

6 留意事項

- 1補助事業者あたり、2人以内までの補助希望とします。
- 補助所要額の総計が予算を上回った場合、予算の範囲内となるよう調整します。
- 4月以降の採用者に対し、前年度に支払った就職準備金も補助対象となります。
- 採用した日から2年の間において、離職、休職又は勤務時間が週32時間未満となった場合、原則として、当該採用者に係る補助金は全額返還となります。
- 採用した日から1年を経過する日以降及び2年を経過する日以降の指定された日までに、「採用者就業状況報告書」を提出する必要があります。
- 事業計画書の提出期限後も、予算状況により補助金の交付が可能な場合があります。提出期限以降、補助要件に該当する場合は、速やかにご連絡ください。

【本補助金に関するお問合せ先】

岡山県保健医療部 医療推進課 医師・看護人材確保対策班（〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6）
電話：086-226-7323 FAX：086-224-2313